

# 法華教学史における戒律観の変遷

——日蓮教学の視座より——

田 村 完 爾

(立 正 大 学)

## 一 はじめに

本稿は、平成二十年度日本仏教学会学術大会における研究発表「法華教学史における戒律観の変遷——日蓮教学の視座より——」の第十二節「日蓮における戒律観」を中心に刪略し、概要を抜粋したものである。なお、基本的に真蹟完存・真蹟曾存・真蹟断片現存・断簡現存・直弟写本現存の日蓮遺文を考察の対象とし、上記の遺文に内容的に準ずる場合、それ以外の遺文を用いている。引用遺文の頁数は『昭和定本日蓮聖人遺文』による。

## 二 日蓮における戒律観

1、五戒を世出世の一切法に通ぜしめる 『戒体即身成仏義』（三頁・二一歳）では、湛然『止観弘決』（『正蔵』四六卷 三四二頁 a）所引の『提謂経』により、五戒を人間の五根・五臓・五体、国土の五方、五行・五味・五星等の根本体とする。『戒之事』（二二二二頁・三三歳頃）、『断簡三五六』（三〇〇〇頁・三〇〜四〇歳前後）、『五行事』（二

九一八頁・五七歳）、『断簡二九二』（二九六八頁・三八一三九歳）参照。『災難興起由来』（一五八頁・三九歳）、『災難対治鈔』（一六九頁・三九歳）、『高橋入道殿御返事』（一〇九頁・五四歳）参照。

### 【爾前經の戒】

2、小乘三藏教における戒 『一代聖教大意』（五七頁・三七歳）では、化法四教中の小乘三藏教の戒藏（律藏）として五戒・八戒・十善戒・二百五十戒・五百戒を挙げ、戒定慧の三要素を比較し、戒より定、定より慧が勝れ、後者が前者を兼ねるとする。しかし三藏教の意は戒が本体であるとし、故に阿含を総結する『遺教經』（涅槃經典）には戒が説かれるとする。『四教略名目』（二八八五頁・三六一三七歳頃）参照。『十法界明因果鈔』（一七七頁・三九歳）では、小乗戒の手本たる尽形寿の戒は一度依身を破れば永く戒の功德を失うとする。

3、別教の戒—十重禁戒 『戒体即身成仏義』（七頁）では、『梵網經』十重禁戒、『璣珞經』十无尽戒を示し、五戒を根本とすると説く。『一代聖教大意』（六二頁）では、別教の菩薩戒を三聚淨戒（①攝律儀戒、②攝善法戒、③饒益有情戒）とし、諸經論所説の諸戒を攝律儀戒とする。次に攝善法戒とは八万四千の法門、饒益有情戒とは四弘誓願であると説明する（『十法界明因果鈔』へ一七八一七九頁）、『四教略名目』へ二八九七頁参照。別教の戒は三藏教・通教と異なり尽未来際金の剛法戒とする。『一代聖教大意』（六三一六四頁）等参照。『十法界明因果鈔』（一八〇一八一頁）では、『梵網經』等の大乗戒は、七逆罪の者と決定性の二乗の持戒は許されないとし、持戒は父母・師僧・国王・主君・一切衆生・三宝の恩を報ずる為にあると示す。二乗は報恩が欠け、大乗戒を持てないとする。

4、爾前の円教の戒 『一代聖教大意』（六四一六五頁・三七歳）では、円教には爾前の円教と法華涅槃の円教があ

り、前者は『梵網經』等に依拠すると説く。そして同經の文（『正藏』二四卷一〇〇四頁a）を引用し、持戒による即身成仏を示す。また煩惱を断ぜずとも成仏し、一善一戒を以て成仏するとも述べる。爾前の円教では二乗の開会はないという。

5、仏界の戒 『十法界明因果鈔』（一八〇頁・三九歳）参照。

6、爾前經における来世の引業となる諸戒 『一代聖教大意』（六九頁）、『十法界明因果鈔』（一七三頁）、『諸經与法華經難易事』（一七五一頁・五九歳）、『八幡宮造営事』（一八六八頁・六〇歳）、『四教略名目』（二八七八頁）参照。

### 【法華經の戒】

7、法華經による有戒・無戒の成仏、十界成仏 『一代聖教大意』（六六―六七頁・三七歳）では、法華經の対告を惡人善人・有智無智・有戒無戒・男子女人・四惡趣・天龍八部、総じて十界の衆生とし、有戒は声聞・菩薩、無戒は龍・畜、女人は龍女が当たるとし、総じて十界の衆生は円の一法を覺るとする。本抄では無戒の成仏は提婆品の龍女成仏に集約される。

8、法華經の十界互具の戒、是名持戒 『戒体即身成仏義』（一四―一五頁）では、法華經で開会されれば十界は互具するので、九界の衆生の身が直ちに戒体であると示す。その理由として、法華經の悟りは、この国土と我等の身と釈迦如来の舍利が一体であることにあるという。この表現は『觀心本尊抄』（七一二頁・五二歳）の題目受持による娑婆淨土・久遠釈尊・所化の一体の説示に繋がる。『一代聖教大意』（七〇頁）では、十界互具の法華經では仏界も因位に居して菩薩界に摂せられるという。また、声聞を菩薩に開会する法華經の文「汝等所行是菩薩道」、『觀普賢經』

の文「六波羅蜜自然在前」を文証とする。さらに、法華經の十界互具により我等一戒をも受けない者が持戒者となる文として、「此經難持。若暫持者。（中略）是名持戒。行頭陀者」を引用する。この法華經の十界互具による戒の開会の主張は、『開目抄』（五五二頁・五一歳）に至り本因本果十界互具論に展開する。さらに『觀心本尊抄』では一念三千を十界互具、人界具仏界に集約して論じ、「六波羅蜜自然在前」の文を経て、題目受持による久遠釈尊の因果の功德の自然讓与へと繋がる。

9、法華經の相待妙戒 『十法界明因果鈔』（一八一頁）では、法華經の戒には相待妙戒、絶待妙戒があると示す。

相對妙戒とは、爾前四十余年の大小乗の戒と法華經の戒とを相對して、爾前諸經の戒を麁戒・未顯眞實・歷劫修行之戒、決定性の二乗の戒とし、法華經の戒を妙戒・眞實・速疾頓成の戒、二乗の成仏を嫌わない戒、と相對して麁妙を論ずることを言うとする。この説示は『法華玄義』（『正藏』三三卷 七一八頁 a）に依拠する。

10、速疾頓成の戒 『十法界明因果鈔』（一八一―一八二頁）参照。

11、法華經の絶待妙戒 同抄では法華經の絶待妙戒を論じ、法華經には特別の戒はなく、爾前の戒が即法華經の戒であるとして戒の開会を行う。爾前の人天・二乗・菩薩の戒は法華經に至り和会し一同となつとする。三惡道の者も、過去に持し失つた戒が法華經に入つて起ちあがり持戒者となつという。そして法華經「是名持戒」の文、安然『普通広釈』（『正藏』七四卷 七七七頁 c）を引用し、ただ法華經を信じることが持戒となつと説く。爾前經では戒を持つても一界に限り成仏できないが、法華經に至ると十界互具が備わり、爾前經即法華經、儒教・外道等も即法華經となるとし、これを妙法というと説く。『一代聖教大意』（七〇頁）参照。法華經の下に爾前經を開会する表現は佐渡以後の遺文には見えないが、『觀心本尊抄』（七一四頁）で、全ての經を法華經寿量（題目）の序分とする表現に昇華され

る。持戒の思想は佐渡以後少なくなるが、結局、題目受持に集約される。『十法界明因果鈔』の「博地凡夫一生之中入<sub>リ</sub>仏位<sub>ニ</sub>至<sub>テ</sub>妙覺<sub>ニ</sub>具<sub>スル</sub>因果功德<sub>ヲ</sub>也」(一八三頁)の文は『観心本尊抄』では受持譲与段において「釈尊因行果徳二法妙法蓮華經<sub>ノ</sub>五字具足<sub>ス</sub>。我等受<sub>スレハ</sub>持<sub>ヲ</sub>此五字<sub>ヲ</sub>自然讓<sub>ニ</sub>与<sub>ヘタマフ</sub>彼因果功德<sub>ヲ</sub>」(七一頁)と表現されるに至る。

12、法華經を持つことを持戒とする 『守護国家論』(九五頁・三八歳)では、法華經の文「此經難持。若暫持者

(中略) 是名持戒。行頭陀者」を引用し、末法では爾前經の持戒はなく、ただ法華經を持つ事が持戒になると説く。

また『涅槃經』の文「乘緩の(修行が緩い)者は緩とし戒緩の(持戒が緩い)者は緩としない。(中略)菩薩は破戒を現しても緩としない」(北本『正蔵』一二卷四〇〇頁c)を引用し、法華經の戒を流通する文とする。『十法界明因果鈔』(一二二―一七三頁)、『藥王品得意鈔』(三三九―三四〇頁・四四歳)参照。

13、深い教が破戒者を撰取する 『守護国家論』(一〇九頁)参照。

14、正法護持を持戒に勝ると説く 『災難対治鈔』(一六三、一七一頁・三九歳)、『立正安国論』(二二二、二二一、

二二五頁・三九歳)参照。『守護国家論』(一一五頁)では、『涅槃經』の文「正法を護持する者は五戒を受けず、武器を持つべきである」(『正蔵』一二卷三八三頁b、三八四頁a)を引用する。そして爾前四十余年中でも『梵網經』の如くならば武器を蓄えることは不可であり、三惡道に墮すとす。しかし今の末法は道俗を選ばず弓矢・刀杖を帶し『梵網經』に背くが、『涅槃經』には合致すると示す。『開目抄』(六〇五―六〇六頁)では、灌頂『涅槃經疏』の補釈(『正蔵』三八卷八四頁c)を引用する。

15、律を法華經の眷屬とする 『法華題目鈔』(三九五頁・四五歳)参照。

16、持戒よりも法華經誹謗の罪を重いとす 『善無畏鈔』(四一三頁・四五歳)、『曾谷二郎入道殿御報』(八七二

頁・六〇歳）参照。

### 【持戒・破戒の果報】

17、天人は持戒・毀戒の比丘を共に供養する 『立正安国論』（二二三頁）参照。

18、国王の引業となる持戒 『十法界明因果鈔』（一七六―一七七頁）では、小乗戒を持して破る者は来世に六道の民となり、大乘戒を破する者は六道の王となり、持する者は仏となるとする。『四条金吾殿御返事』（六六一頁・五一歳）、『災難興起由来』（一五八頁・三九歳）、『瀧泉寺申状』（一六八三頁・五八歳）、『善無畏三歳鈔』（四七一頁・四九歳）等参照。

19、五戒の維持により人界の果報を得る 『種種御振舞御書』（九八四頁・五四歳）等参照。

20、不妄語戒の重視 『善無畏鈔』（四一三頁・四五歳）では、法華經の真実は、釈迦・多宝・十方分身諸仏すなわち三仏の不妄語戒によると示す。『断簡二二三』（二九三四頁・四三―四五歳頃）、『薬王品得意鈔』（三四一―三四二頁・四四歳）、『南條殿御返事』（一一三七頁・五五歳）、『報恩抄』（一一九七頁・五五歳）等参照。

21、『涅槃經』「依法不依人」を制戒とする 『断簡五二』（二四九五頁・五〇歳前後）参照。

### 【末法相應の行法】

22、正像末三時における持戒・破戒の様相 『南条兵衛七郎殿御書』（三二二頁・四三歳）では、仏滅後、正法時は持戒者が多く得道し、像法時は破戒者が多く得道する者は少なく、末法万年は無戒者のみが国に充満し、濁世すなわ

ち乱れた世になると説く。

23、謗法呵責は破戒に当たらないとする 『災難興起由来』(一二二頁)では『涅槃經』の「法を壊す者を見て呵責し、追ひ払い、罪を糾弾しなければ仏法中の怨となり、行えば仏弟子・眞の声聞である」(『正蔵』一二卷 三八一頁 b)の文を引用し、他宗を批判し、僧形の比丘の失を顯すことは不謗四衆戒と不謗三宝戒を破すことには当たらないと示す。

24、末法における持戒の否定 『法蓮鈔』(九五―九五二頁・五四歳)では、法華經は時によって相應する行が異なるとし、末法今時では持戒を行ずるとも仏にはならないとする。そして法華經の「我不愛身命」、『涅槃經』の「寧喪身命」(『正蔵』一二卷 四一九頁 a)、『涅槃經疏』の「死身弘法」(『正蔵』三八卷 一一四頁 b)の文を引用し、末法相應の行を示す。『顯謗法鈔』(二四八頁・四一歳)、『一谷入道御書』(九九〇頁・五四歳)、『種種物御消息』(一五三〇頁・五七歳)、『九郎太郎殿御返事』(一六〇三頁・五七歳)等参照。

25、法華經受持を持戒に勝るとする 『撰時抄』(一〇五七頁・五四歳)、『孟蘭盆御書』(一七七三―一七七四頁・五九歳)、『上野殿母尼御前御返事』(一八一二頁・五九歳)等参照。

26、持戒より大小権実の弁別を重んずる 『大学三郎殿御書』(一〇八三頁・五四歳)参照。

27、末法における持戒を制止し、信を中心とする唱題を勧める 『四信五品鈔』(一二九六頁・五六歳)では、末法の初心の行者(五品の初め二―三品)に対し仏は、円教の戒定慧三学の内、戒定を制して慧の一分に限り修行すべきとし、慧もまた堪えられないので、信を以て慧に代え、信を中心すると述べる。また、末代初心の行者に対し布施・持戒等の五度を制止して一向に唱題させるのが一念信解・初随喜品の気分であり、法華經の本意とする。さらに同抄

では、『法華文句』（『正藏』三四卷 一三八頁 a）、『文句記』（同三四三頁 b）、『末法灯明記』（『伝全』一卷 四一八頁）を引用し、末法の初心行者に持戒・五度は必要なく、信を以て法華經の題目のみを持つ事が持戒であり、題目受持以外の持戒等の諸行を捨てよと述べる。『富木入道殿御返事』（一五一九頁・五七歳）参照。

28、題目を大乘戒の功德を集約した如意宝珠に比す 『四条金吾殿御返事』（六六五頁・五一歳）では、法華經の題目の集約的な功德を如意宝珠に比す。如意宝珠は釈迦仏の舍利・身骨であり、仏が無量劫より持つ大乘戒が身に薫り骨に染み、一切衆生を助ける珠となっていると説く。『報恩抄』（一二八五頁・五五歳）では、安然『普通広釈』の文「像末の一日の持戒の功德は淨土の百劫の修行に超勝している」（『正藏』七四卷 七七六頁 a 取意）に基づき、持戒を題目受持・唱題に置き換え、末法における題目受持・弘通の功德の甚大さを主張する。

29、自身を無戒と規定し、法華經の功德を讃える 『御衣並単衣御書』（一一一―一一二頁・五四歳）では、自身を無戒の比丘としながら法華經読誦により正直の金言を出すとし、毒蛇が珠を吐き伊蘭が梅檀を出す如しと述べる。『祈禱鈔』（六七九頁・五一歳）、『法衣書』（一八五四頁・五九歳）、『孟蘭盆御書』（一七七五―一七七六頁・五九歳）も参照。

30、持戒の一形態としての四恩報謝・知恩報恩 『開目抄』（五四四頁）では、安然『普通広釈』「知恩報恩を持戒と名く」（『正藏』七四卷 七五九頁 c）、『心地観經』「四恩に報ずるを名けて持戒と為す」（『正藏』三卷 二九六頁 c 他）等に基づき、報恩の実践を説く。『善無畏三蔵鈔』（四七三頁）、『祈禱鈔』（六六八頁）、『別当御房御返事』（八二七頁・五三歳）、『王舎城事』（九一七頁・五四歳）、『兄弟鈔』（九二八頁・五四歳）、『種種御振舞御書』（九六六頁）、『一谷入道御書』（九九三頁）、『撰時抄』（一〇五五頁）、『清澄寺大衆中』（一一三四頁・五五歳）、『四条金吾釈迦仏



供養事』(一一三〇二頁・五五歳)、『報恩抄』(一一〇九二、一二三九頁)、『下山御消息』(一三三五頁・五六歳)、『千日尼御前御返事』(一五四二頁・五七歳)、『断簡三二』(二四八六頁・五七・六〇歳頃)、『断簡二六五』(二九五九頁・五四・五七歳頃)等参照。真蹟遺文以外では、『四恩鈔』(二三九頁・四一歳)、『上野殿御消息』(一一二五、一一二七頁・五四歳)、『秋元御書』(一七三五頁・五九歳)も参照。

31、諸天・二乗の破戒行者守護 『祈禱鈔』(六六九、六七九頁) 参照。

### 【伝教大師最澄の戒壇建立と本門戒壇】

32、最澄の小乗戒批判に関する説示 『法門可被申様之事』(四四七・四四八頁・四八歳)では、最澄は時(像法)に当たって小乗二百五十戒を捨てたとし、法華円頓の戒に紛れる故捨てたとする。『断簡一三三』(二五二〇頁)、『行敏訴状御会通』(四九九頁・五〇歳)、『報恩抄』(一二二〇、一二四七頁)、『下山御消息』(一三一四、一三一七頁)、『頼基陳状』(一二六〇頁・五六歳)等参照。『下山御消息』(一三二六頁)では、仏滅後、世が末になると人の悪は日々増長し、政道は日々衰退する故に三災七難が増長し、小乗戒等の力も効験を示さず、そのような時は小乗戒を止め大乘戒を用いて国を治めるが、その大乘戒も叶わなかったので、皇帝は最澄に命じ法華経円頓の大戒壇を叡山に建立して代を治めたという。

33、最澄の大乘戒壇建立を讀める 『開目抄』(五九四・五九五頁) 参照。『聖密房御書』(八二五・八二六頁・五三歳)では、宗は戒定慧の三学を備えたとし、中でも戒を以て大小乗を区分するという。『曾谷入道殿許御書』(九〇〇頁・五四歳)では、最澄が慧思・智顗も弘めなかった円頓戒壇を比叡山に建立し、日本一州の学者は一人も残らず最

澄の門弟となつたと評する。また同抄では、最澄は小乗・大乘・一乗の諸戒を一々分別して『梵網經』『璣珞經』の別受戒を以て小乗二百五十戒を破し、また法華經『普賢觀經』の円頓大王の戒を以て諸大乘經の臣民の戒を責め下したとする。この大戒は靈山八年の法華會座を除いて一閻浮提になつた大戒場であるという。これにより八宗は共に偏執を倒して一国を挙げて最澄の弟子となつたとする。『撰時抄』（一〇一四―一〇一五頁）では、最澄は小乗の別受戒を責め落とし、六宗の八大德に『梵網經』の大乘別受戒を授け、さらに法華經の円頓の別受戒を叡山に建立したとする。そして仏滅後一千八百余年間、印度・中国・世界中になつた靈山の大戒が日本に始まつたと讃える。『三蔵祈雨事』（一〇六八頁・五四歳）参照。『報恩抄』（一二四七頁）では、内証は同じではあるが法の流布は迦葉・阿難よりも馬鳴・龍樹等は勝れ、さらに智顗は勝れ、さらに最澄が超えていると主張する。この直後に本門の三大秘法が語られ、本門戒壇を建立すべき意が示される。

34、本門戒壇の建立を期す 『富木殿御返事』（七四三―七四四頁・五二歳）で、佐渡流罪の日蓮は自らの死を覚悟し、最澄が円宗を日本に弘めた際、定慧は生前に弘め、円戒（戒壇建立）は死後に顕したとし、事相ゆえに一層の大難があつたと述べる。そして仏滅後二千二百二十余年、妙法五字と寿命品の仏（久遠実成の釈尊）の流布は疑いないとする。ここに三大秘法（本門の本尊・題目・戒壇）中の前二者の流布が説かれ、本門戒壇は見えないが、最澄の円頓戒壇建立の事跡が語られる。日蓮は本抄以降、最澄の戒壇建立を讃え始め、それと共に本門戒壇の建立を意識するようになる。『波木井三郎殿御返事』（七四八頁・五二歳）では、智顗が円定・円慧を弘め、最澄が日本でさらに円頓戒を弘めたと讃える。しかし仏滅後二千余年（末法）に至り、印度・中国・日本の三朝に、本門の教主の寺塔、地涌千界の菩薩に別して授与した妙法蓮華經の五字はいまだ弘通されていないとする。ここでも三大秘法中の前二者の弘

通が説かれる。ただし「寺塔」を戒壇と解釈すれば、三大秘法が揃う事になる。『法華行者値難事』（七九八頁・五三歳）では、龍樹・天親は権大乘經を弘めたが法華經を口にせず、智顗・最澄は法華經を弘めたが本門の本尊と四菩薩・戒壇・南無妙法蓮華經の五字を弘め残したとする。その理由は、一つには釈尊が智顗・最澄に授与しなかった故、二つには（像法時であり）時機が未熟であった為と述べる。ここに初めて明確に、本門の三大秘法がまとめて説かれる。しかし本門戒壇の具体的内容は、現存の真蹟遺文を見る限り直接に語られていない。『法華取要抄』（八一五頁・五三歳）では如来滅後二千年の末法に龍樹・天親・智顗・最澄が弘め残した秘法は、本門の本尊・戒壇・題目の五字であるとし、本門の三大秘法が明示される。『報恩抄』（一二八四頁）では、最澄の円頓戒壇建立の業績を讃え、これを踏まえ、本門の三大秘法（本尊・戒壇・題目）が仏滅後二千年以後の末法に世界中に弘通すべき正法であると説く。本門戒壇を、最澄の戒壇建立の事跡に擬していることが文脈上、窺える。『下山御消息』（一三四三―一三四四頁）では、比叡山の円頓戒も法華經迹門の大戒であり、末法の時機に相応しないと、今日日本にある戒壇はどれも叶うべき戒壇ではないとして、今は国土が破壊されようとしていると警告する。ここで、本門戒壇の建立が日本を救うという思いが日蓮にあったとも推察される。『富木入道殿御返事』（一五一九頁・五七歳）では、迹門と本門について智顗・最澄だけはほぼ分別して説いたが、本門と迹門の大事に円戒がいまだ分明にされなかったと説く。この両師は心の内には鑑みていたが、時（末法）・機が至らず、また本門を釈尊より譲られなかったという。そして今は末法に入っているので、（釈尊より法華經本門を付嘱された）地涌の菩薩が出現して弘通があるべきであると言う。ここで説かれる「本門と迹門との大事に円戒」とは、迹門戒・本門戒の意とも理解し得るが、「本門と迹門との大きな違いと本門円頓戒壇」を意味するとも推察される。本門と迹門は教主が異なり、日蓮の立場では本門の教主久遠実成の釈尊が

本尊となる。また日蓮によれば一念三千は本門に至って確定し、妙法五字は本門に顕されると述べる（『開目抄』へ五二頁）、『観心本尊抄』へ七一―七二頁等）。したがって「本門と迹門との大事に円戒」とは、本門の三大秘法を示唆するとも推定される。

【諸師・諸宗への批判等】

35、提婆達多・不空三藏・鑑真等の戒壇建立 『法華題目鈔』（三九八頁）、『祈禱鈔』（六七四頁）参照。『曾谷入道殿許御書』（八九七頁）参照。『撰時抄』（一〇一四頁）、『神国王御書』（八七九頁・五四歳）、『報恩抄』（一二〇八頁）、『和漢王代記』（二三五二頁・五五歳）、『本尊問答抄』（一五七九頁・五七歳）、『断簡七〇』（二五〇三頁・五七―六〇歳頃）等参照。

36、破戒の謗法者を対治すべきことを主張する 『守護国家論』（一一八、一一九、一二五頁）、『災難対治鈔』（一六六頁）、『立正安国論』（二一四、二二〇、二二二頁）、『開目抄』（五九二頁）、『波木井三郎殿御返事』（七四六頁）、『下山御消息』（一三二〇頁）、『瀧泉寺申状』（一六八二頁・五八歳）、『立正安国論（広本）』（一四五九―一四六一頁）等参照。

37、小乗戒を持つ他宗への批判 『法門可被申様之事』（四五二頁・四八歳）参照。

38、律宗批判 『一代五時図』（二三〇〇頁・四七歳頃）、『一代五時鶏図』（二三三四頁・五四―五八歳）、『善無畏三藏鈔』（四六四頁）、『下山御消息』（一三一七―一三二八、一三二〇頁）、『頼基陳状』（一三六〇頁）、『孟蘭盆御書』（一七七三頁）参照。『諫曉八幡鈔』（一八四五頁・六〇歳）では四箇格言を示し、律僧を国賊と批判する。

39、謗法一闡提は持戒者の中にあるとする 『善無畏三藏鈔』(四七五頁)、『撰時抄』(一〇三〇頁) 参照。『立正安国論(広本)』(一四七四頁) 参照。

40、真言律宗・忍性批判 『行敏訴状御会通』(四九九頁)、『断簡三九』(二八四四頁・五三〇五四歳頃)、『兄弟鈔』(九二四頁)、『種種御振舞御書』(九六四〇九六五頁)、『撰時抄』(一〇五七頁)、『高橋入道殿御返事』(一〇八五頁)、『報恩抄』(一二三七頁)、『破良観等御書』(一二八七頁・五五歳)、『上野殿御返事』(一三〇八頁・五六歳)、『下山御消息』(一二三二〇—一二三二二頁)、『頼基陳状』(一三五二—一三五四頁)、『立正安国論(広本)』(一四五九—一四六〇、一四七四頁) 等参照。

41、空海・円仁の持戒に対する批判 『報恩抄』(一二二〇、一二三四頁)、『断簡五四』(二四九七—二四九八頁・五四—五七歳頃)、『下山御消息』(一二四三—一二四四頁) 参照。

### 三 小 結

一見すると日蓮は「末法無戒」を掲げ持戒を重んじないように速断されがちであるが、実はそのような単純な思考構造ではなく、裏面では戒律に対する深い研究と省察がなされ、法華経に基づき末法に即応して変化し展開された持戒の形が示されている。日蓮は若年時より戒律の内容・歴史的展開の研究を深め、生涯にわたり天台・法華中心の視点に立ちつつ仏教史における戒律の展開を跡づける。そして法華経の「此経難持。若暫時者。(中略)是名持戒。行頭陀者」等の文に依拠して持戒を題目受持に集約し、一大秘法(九〇〇、九〇二頁)としての題目から、三大秘法(本門の本尊・戒壇・題目)へと展開し、印度・中国・日本の三国仏教弘通史・戒律展開史・法華経流通史の集大成

として、題目受持に基づく本門戒壇の建立を目指したと窺える。また日蓮の重んじる「四恩報謝」「知恩報恩」は、安然『普通広釈』および『心地観経』『梵網経』等によれば持戒に当たり、日蓮はこれを生涯を貫く生き方・主題として実践してきたこともまた確認できる。なお本稿は紙数の制約上、内容を絞り刪略しているが、後日、問題全般にわたり詳述したいと考えている。

引用書目略称

『正蔵』……『大正新脩大蔵経』

『伝全』……『伝教大師全集』